

自動車の点検整備・検査制度の概要

自動車局 整備課
令和3年5月14日(金)

自動車の安全確保に関する現行制度

○ 道路運送車両法では、保安基準、型式指定、登録、点検・整備、検査、リコールなど、自動車のライフサイクル全体に渡る、安全確保のための制度が整備されている。

自動車のライフサイクル全体にわたる道路運送車両法に基づく安全確保のための制度



自動車の点検整備と検査

自動車は、保安基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。(道路運送車両法 § 40~42)

点検整備

自動車の使用者は、点検・整備をすることにより、自動車を保安基準に適合するよう維持しなければならない。(§ 47)

維持のためには、日常点検整備、定期点検整備、その他使用状況・車種に応じた点検整備(メーカー指定項目)の実施が必要

日常点検整備

- ・自動車の使用者は、走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に日常点検をし、必要な整備をしなければならない。(§ 47の2)

定期点検整備

- ・自動車の使用者は、定期的に点検をし、必要な整備をしなければならない。(§ 48)

検査(車検)

国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。(§ 58)

新規検査

- ・自動車を運行の用に供しようとするときは、使用者は、自動車を提示して、国土交通大臣の行なう新規検査を受けなければならない。(§ 59)

継続検査

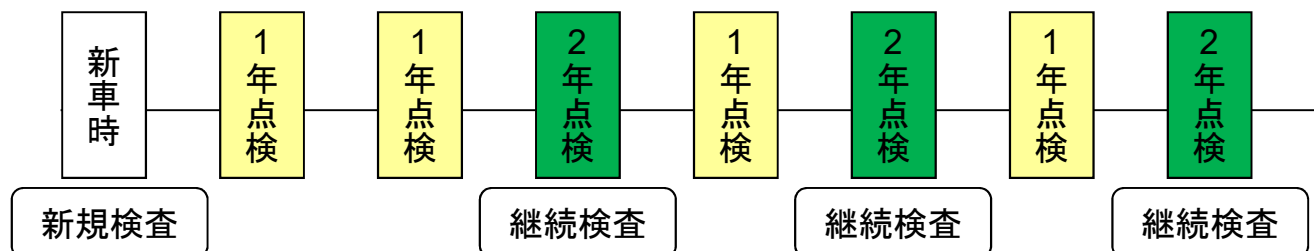
- ・使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行なう継続検査を受けなければならない。(§ 62)

その他の検査

- ・必要に応じ、臨時検査(§ 63)、構造等変更検査(§ 67)を受けなければならない。

定期点検と検査の関係

※自家用乗用車の例



注) 自家用乗用車の例を示し、また、条文そのものではなく概要を記述。

点検整備と検査の違い(例)

構造・装置	原動機	制動装置	動力伝達装置	有害なガス等の 発散防止装置 (排出ガス防止装置)
点検整備	<p>エンジンオイルの汚れ 及び液量、バッテリー液量 等を点検</p> 	<p>ブレーキディスクの 摩耗及び損傷等を 点検</p> 	<p>ミッションオイルの汚れ 及び液量を点検</p> 	<p>排ガス等に影響するエアク リーナを点検</p> 
検査	<p>エンジンのかかり具合、 異音を確認</p> 	<p>ブレーキテストにより ブレーキ力を検査</p> 	<p>動力を伝達するプロペラ シャフト連結部のがた等 を検査</p> 	<p>排ガステストにより、アイド リング時に排出されるガス濃 度を検査</p> 

自動車検査制度の概要

